

暑中お見舞い

申し上げます

記録的な猛暑日が続き

体温より高い温度に

呼吸するのも苦しい

夏本番!!!

仲間の中に、咳が

出る症状の人が続き

早!!インフルエンザ

再来か? 流行の

百日咳か? と心配

されましたが、

大きな変化なく、終息

し、一安心です。

8月24～26日に

予定されている、

夏期登山合宿

長野県八ヶ岳方面

天狗岳を目指して、例年通りならば猛練習

に励んでいる時期なのですが、この暑さで、

練習の縮小を余儀なくされ、室内運動に切

り変えたり、緑地の涼を求めて遠出したり

して、工夫をしています。暑さの中でも体

力を維持し、登山に向かう精神も鍛え、万

全の準備をして、出かけてきます。帰りま

したら沢山の土産話を持ってきますので、

お楽しみに.....

猛暑が続く中

熱中症対策でホームは

みどりホームの場合

この暑さで仲間達は自己調整ができない

場合が多く、その対策に携わる職員も並大

抵ではない神経を使っています。ホーム内

NO. 49号

2010年7月30日

社会福祉法人

はぐるまの会

広報委員会

後援会

川崎市多摩区菅馬場

1-18-17

Tel 044-946-1308

では、室温・湿度・水分補給・着衣・寝具・風呂・トイレなどチェックポイントは解つていながらも、一人ひとりの体質や性格行動様式が異なる人に的確な環境提供と支援を行わなければならないところに奮闘しています。

エアコンが全てを解決してくれませんが風通しの良い部屋は窓を開け網戸対応する。水分補給の苦手な仲間の部屋は室温湿度タイマー管理。夜間眠れない人には眠りつくまでの室温調整と水分補給(麦茶や水)。寒暖を感じる力が弱いが寝具着衣に強いこだわりがある仲間の部屋は定期点検。現在は登山合宿への後方支援として健康管理重点のホーム。合宿が終わり、早く涼しくなつてほしいと願うけれど今度は南半球で起



きている記録的寒波が。地球はすでにその自浄作用を失ってしまったのでしょうか？

「変われば変わるほど

変わらぬ事がある」

テレビから聞こえてきた何気ない言葉が気になって調べたら、フランスのことわざにありました。

変えようとした時、変わらないものが解るということらしいのですが、

前号のタイトルが『変えていかなければ

ならないこと・・・変えてはならないこと』

だったので、耳に留まったのでしよう。

はぐるまが置かれている状況をこれほど

的確に表している言葉はないと思いました。

まずは・・・**とうなる 自立支援法**

「ねじれ」という言葉を、こんなに耳にした事がないほど、よく聞かれる日本の政局ですが、この状態が、一度廃止された

自立支援法に大きな影響が出ている事は、皆さんの知るところでしょう。福祉政策が

これほどまで揺れて、変わるの・・・変わらぬのと右往左往している状態には、霹靂します。

『私たちのことを私たち抜きで決めないで』をスローガンに新制度を考える会

「障がい者制度改革推進会議」が数回開催されています。

今後法案を決める手続きについては、政

治家だけの利害関係で決められることが無

いよう「障がい者制度改革推進会議」が生

かされるよう進んで欲しいものです。その

ことを願うとともに、新法についての、運

動が強化されてきている中、私達も積極的

に参加していかなくてはならないと感じて

います。

変わる制度で今注目しているのは

「相談支援事業」の今後です。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部から、

「相談支援体制の方向性」という23年度の計画案が出されました。

川崎市の相談支援事業は、

保健福祉センター（各区に1か所）

基幹型生活支援センター（各区に1〜2か所）

地域型支援センター（各区数か所）から

構成され、それぞれが連携してケースを扱います。

現在出されている計画案は、問題とされ

ている事を解決し、より充実させる為のも

のだということです。

・・・**その問題点とは**・・・

○相談員の研修時間が確保できない。

○支援センターが施設に併設している為、

施設業務を手伝ってしまい、

相談業務に専念しづらい環境である。

今回は私たちに関係するいくつかの制度を取り上げてみます。

○相談員は一名体制なので、相談しあえる同僚がない。

○センターの数が区によってバラつきが大きく、地域バランスが悪い。

現在多摩区には六か所の地域型支援センターがありますが、

(いろはにこんぺいとう・あかね・KFJ多摩・

中野島・ホルト長沢・はぐるま)

計画案ではこれを二か所にし、職員体制を複数にしていく事が、解決策の一つとして提案されています。

どこが請け負うかは、公募によって決めていく事になり、これによって支援センターの統廃合が行われます。

この計画案が実施された場合、「はぐるま支援センター」はどうなるかが問題の争点になっています。

「はぐるま支援センター」は、法人独自に二人の相談員を配置し、課題とされていたことを、自力で解決し、相談業務を重要視してきました。特に制度が変わり、職員の

手も足りない中、親への説明や、他のサービスにつながる役割を、センターに託してきました。もちろん仲間や親の相談は、一番の業務として、沢山の相談を受けてきましたし、地域型として、他施設の相談等も増えてきています。

このように身近なセンターが、統廃合によって無くなるか、他の機関に移行されようとしています。

この事態に危機感を抱いたのは「親の会」でした。今まで身近に活用してきた、センターはどうなるの？

それどころか、実施前に当事者・親に何の説明もないのは何故？

その後の動きは早く、福祉局の担当者を呼んで、「親の会」主催の説明会を2回、開催しました。

2回の開催状況は、近隣の法人も含め30人〜40人の参加者があり、関心の深さを感じます。

川崎市の担当は、まだ(案)段階では説明

できない、の一点張りでしたが、実施していく前に当事者の意見を聞き、反映していく手続きは重要だと思えますし、親の会の代表もその事を訴えていました。

また、身近な相談センターを、統廃合でなくすのではなく、先に出ていた課題をどうしたら解決できるかを検討し、生活に近いうところに相談センターがあることを望む訴えもありました。

今後、地域移行が進むほど、仲間や家族にとつて、相談センターは益々必要な存在になることは間違えありません。障害を持った方、高齢者も含めて、地域で暮らしていく為の支援を受け、自立していく為にも支援センターの更なる充実を望みます。

法人の事業計画においても、来年度以降のセンター事業について、どのような選択をしていくのか、家族や仲間と共に検討していきます。

成年後見制度について

・きょうされん研修に参加して・

親亡き後では遅すぎると言われているこの制度の活用は、はぐるまの利用者の中にも既に保佐人を立て数年を経過している仲間もいます。家裁への申し立てにより権利や義務の範囲で後見人、保佐人、補助人と分けられています。

制度そのものは是非はあるにせよ、判断能力に不安のある方の権利を守る制度です。数年前に研修会が法人でも行われましたがこの度、社会福祉士の山下講師がきょうされんホーム部会で話された内容は利用者支援の在り方を根本的に考えてみなければならぬという問いかけでした。

後見支援（後見・保佐・補助）の職務は本人の財産管理や契約等の法律行為に限られていること。日常生活行動支援への不介入は利益相反（りえきそうはん）行為にながらならないようにするためです。本人の所

属する同一組織内からは後見・保佐・保護人は出来ないという事です。

本人のためにも思って関係者は支援しますが作業所・ホーム・家庭それに伴う行動判断を、限られた人に委ねられる事への警告ではないでしょうか。（中山）

※ 今年の一〇月頃に、後見制度についてセンター研修を企画しています。専門家の相談時間を設けますので、詳しくは後ほどお知らせいたします。

事業推進委員会からの報告

事業推進委員会では昨年度より、はぐるま工房の農業を長期的に継続していく為、農地の利用権と隣接する施設用地獲得に向けた活動を推進してきました。

前回の黒川地区移転案が、実現できなかったことから得た教訓を踏まえ、まずは、川崎市の行政機関と農業協同組合を中心に

情報収集を行なってきました。

そのような中、JAセレサ川崎菅生支店（農協）を紹介していただく機会に恵まれ、宮前区の水沢地区に、はぐるまの希望している候補地物件があがってきましたので、ご報告いたします。

はぐるまの会では、昨年度より、次のような条件で関係機関に情報収集を行なってきました。

※ 希望条件は次のようになります
①農地の継続的な利用権（契約に明記）
②農地に隣接する施設用地の確保

（農業作業所十ホーム5名規模×2棟）

③作業所・ホーム共に長期の継続利用契約

それに対し、今回の宮前区水沢地区の候補地の条件は、次ようになります。

① 農地の利用権は施設の賃借契約に付随
② 農地に隣接する作業所十ホーム2棟の施設用地の確保が可能

③ 事業計画段階から、長期契約が前提

以上の条件を比較検討の結果、今回の候補地を次の農業作業所の拠点とするべく、事業推進させていただくこととなりました。

現在の進展状況は、次のようになります。

1、【事業計画案づくり】

事業計画案を仲介役のセレサ川崎（農協）
菅生支店との間で交渉中
（賃借料の設定・契約期間等）

念願だった、作業所とホームの隣接する農地の利用権の確保が可能となります。

その他に、今回の「水沢地区事業計画案」では、工房の農業を作業所の日中活動としてだけではなく、様々な役割を担える拠点としての活用を予定しています。

「検討中なのは…」

① 工房で育てた野菜を取り入れた配食サービス

を担える規模の調理室の併設
（はぐるま内での給食用設備として活用）

② 近隣住民にも利用もらえる施設として、

野菜の直売所や農業に関わる新しい活動を予定しています。

※ 現在の麻生区片平の工房施設は、

より緩やかな生活リズムの中での支援が必要となってきた仲間たちの為の地域活動センター（日中活動の場）として今後も活用していく予定です。

2、はぐるまの農業が目指す目標

【農業を通しての地域コミュニティづくりへ向かって】

これまでの片平地区での農作業を今後も継続させていただき、新たな地域では、仲間たちの農業をより本格的な営みへと発展させていけるように、地権者の方や近隣の農家の方との交流を積極的に進め、農業を教えていただくところから始めていきたいと思えます。

※【事業計画案】や移転後の工房跡地の活用法を含め、最終的な結論は九月の理事会の了承を得てからとなりますので、今回お知らせした内容に関しては決定事項ではありませんが、現在、事業推進委員会としてはこのような事業案を推進しています。

前回の黒川移転計画は、仲介役の不動産会社の営業活動としての提案でしたが、それに比べると今回の計画案は少し質が異なります。

まず、地権者の方が農地の維持をしていくのが難しい現状をJAセレサ川崎（農協）に今後の活用相談をされていたのがきっかけでスタートしています。

また、今回は、現時点での計画案の段階から社会福祉法人が農業作業所・ホームを運営するための事業だということを説明し、ありますし、これから具体的な事業案づくりを進めていくことに対しての地権者の方の了解も得ています。

ただ、実際の事業主（費用負担）は、地権者の方となりますし、近隣に対しての配慮も負担となる恐れがあります。（黒川の物件は、この負担の大きさで中止されました）今後、事業規模・賃借料等の具体的な契約の内容が決まり次第、地権者の方との交渉がいよいよスタートします。

水沢地区への移転計画の実現に向けた本番はここからなので、気を抜かずにていねいな説明と仲間たちに負けない粘り強さで交渉し、関係者の皆様に良い報告ができるようにはしていきたいと思えます。

このように新しい事業が進んでいます

そして8月から

昼食を提供することが、始まります

自宅生で、様々な理由で、弁当が作れない仲間の昼食を、第1作業所の隣をリフォームしたキッチンで作ることになりました。狭いスペースなので、作れる食数も限られてきますが、対象者の仲間の希望を取ったところ、8人の希望だったので、無理なく開始できます。

概要は

【対象者】自宅生・はぐるま以外のホーム生

【代金】一食400円(月々木)

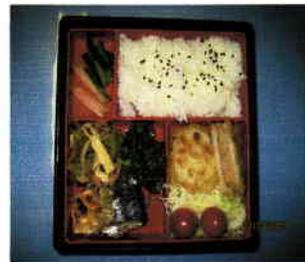
【支払方法】法人登録口座より引き落とし

【調理者】ブルームに委託

(現在いずみ・あおば・あぐりホームの食事を作っています)

ています)

【食事内容】現在作っている弁当と同様の物



献立

- ・サバ焼き
- ・ひじきの煮物
- ・レンコンのはさみ焼き
- ・おひたし

※今後の事業計画の中には、全ての仲間の弁当が提供できるようにする事も盛り込まれていますし、新しい仲間の職種として配食事業を取り入れていく計画もあります。新施設を建設する際には、このような計画が提案されますので、色々な機関で検討していきます。

地域だより

談話室「スイートピー」

中野島商店街に素敵な空間ができました。

みどりホームに近いこともあって、早速

ホーム職員会議に使ってみました。

利用料 3時間1000円

利用人数 一人から十五人

飲食物持ち込み自由・備え付け飲み物有料

冷暖房完備 カラオケ一式

事前予約必要 電話番号

電話番号 044・900・2040

0801・305・9839

元々は、大判焼きとレストランを経営していた野村さんが地域の人の使ってほしいとこの程オープンしました。会議や懇親会パーティーには是非ご利用して下さい。

とんもり谷戸の自然を守る会への参加

当法人の評議委員の紹介で、生田緑地に隣接する宮前区初山の「とんもり谷戸」での自然保全活動への参加を開始しました。

まだ、3回(計6名)の参加実績ですが、休日をホームで暮らす仲間たちの健康的な活動として継続していき、今後は活動内容を含めて、お知らせしていく予定です。